



SB 32、AWGハイライト

2010年6月3日木曜日

午前と午後、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、SBIでは、決定書1/CP.10（ブエノスアイレス行動計画）、適応基金のレビュー、政府間会合のアレンジ、キャパシティビルディング、AWG-LCAでは、第3項目（COP 16に提出されるべき成果文書の作成）、AWG-KPでは、附属書I排出削減が話し合われた。午前と午後、SBSTA研究ダイアログの会合も開催された。

SBSTA研究ダイアログ

SBSTA議長のMama Konaté（マリ）は、研究活動の発展に関するSBSTAダイアログを開催し、条約関連の科学面での展開に関しSBSTAに情報を提供するよう各研究プログラムに求める決定書（FCCC/SBSTA/2007/4）を想起した。

Earth System Science PartnershipのRik Leemansは、生態系および社会経済システムに対する気候変動の影響に注目し、政策立案者に対し、多角的な課題に取り組むため、「ウィンーウィン」な解決策を探るよう求めた。

World Climate Research ProgrammeのGhassem Asrarは、科学に基づく意思決定のため気候の情報を利用するという活動計画について言及し、季節の気候予測や地域の気候予測を行う能力の開発、さらには海水面の変化や変動予測が課題であると指摘した。

International Geosphere-Biosphere ProgrammeのSybil Seitzingerは、海洋の酸性化が起きていると強調し、生態活動が海洋の炭素吸収にとり重要であると説明し、漁業崩壊の可能性に焦点を当てた。

IPCCのOttmar Edenhoferは、IPCC第5次評価報告書における各作業グループの分担の概要について、作業グループ間のつながりも含め説明した。

IPCC副議長のJean-Pascal van Yperseleは、IPCCはAR5で誤記が起きる可能性を削減するため最大限の努力を行っていることを強調した。同副議長は、AR5 が政策規範的ではない範囲で可能な限り、政策関連性を持つようにするため、2010年10月に、IPCC の方針と実施方法に関するInterAcademyのレビューを議論する予定であると指摘した。

Asia Pacific Network for Global Change ResearchのAndrew Matthewsは、REDDおよび持続可能な開発への経路に関する新しいプログラムの概要を紹介し、影響と脆弱性、データ管理、そしてAR5関連の作業に関

して続けている活動についても説明した。

Seventh Framework ProgrammeのElisabeth Lipiatouは、途上国での気候変動支援に関し、同組織が行っている地域的な活動について説明した。同代表は、エアロゾル、海氷、海洋の酸性化に関する作業、さらにはMRV手法論や適応の予想コストという新たな研究の優先度について、プレゼンテーションを行った。

Global Change SysTem for Analysis, Research and Training (START) のJohn Padghamは、途上国の政策立案者と科学者とのコミュニケーション改善を目的とした科学政策ダイアログについて論じ、特に能力と知識のギャップへの対応、データへのアクセス改善、統合的な部門間の計画の活用、コミュニケーション経路強化の重要性を強調した。

National Meteorological Service of Belize (ベリーズ気象サービス) のAnn Gordonは、カリブ海地域で優先的に必要とされる研究として、氷床の融解と海面上昇との関係、2°C、3°Cの気温上昇がそれぞれ海面上昇水準に与える影響、さらには海洋生物や陸上生物に与える影響、気候変動の社会への影響と生態系との相互作用についての総合評価を挙げた。

英国のエネルギー気候変動省のDavid Warrilowは、主要課題として次のものを挙げた：異なる気温上昇レベルの影響に関する説明、深刻なtipping points（後戻りできなくなる点）の特定、リスクと損害の明確化、人間の安全保障へのマイナスの影響についての考察。

日本の文部科学省のHiroki Kondoは、モデル研究に焦点を当て、特に次の点を挙げた：地球規模のデータを提供する人工衛星の観測；気候リスク評価；物理的地球科学的プロセスのシミュレーション、気候モデル予測における不確実性への対応。

マリのDirection Nationale de la MétéorologieのBirama Diarraは、アフリカにおける研究の必要性と課題を挙げた、すなわち：データおよびデータネットワークが不十分なこと、機器のコストの高さ；極端な現象の頻度と強度に関する研究の不足。同代表は、農業部門でのニーズに関する知識を向上させるよう求めた。

米国のOffice of Global Change, Bureau of Oceans, Environment and Science（海洋環境科学局の地球変化室）のBenjamin Zaitchikは、入手可能な情報の活用を求め、科学的社会的問題に関して、科学を再編し、利害関係者による研究への参加を促進し、柔軟で、総合的、包括的、部門横断的な科学のアプローチを志向する必要があると指摘した。

コンタクトグループおよび非公式協議

決定書1/CP.10 (SBI)：決定書1/CP.10（適応と対応措置に関するブエノスアイレス行動計画）の実施の進

展に関するコンタクトグループ会合で、SBI議長のRobert Owen-Jones（オーストラリア）は、新しい決定書草案を提出した。サウジアラビアは、G-77/中国のポジションの「かなり多数の」要素が「目立つほど欠如している」ようだと指摘した。クック諸島はAOSISの立場で発言し、「現場での実施」を志向する文書にすべきだと強調した。同代表は、オーストラリアおよびブルキナファソと共に、SIDSおよびLDCsなど特に脆弱な諸国への言及を要請した。オーストラリア、そしてEUの立場でスペインは、文書の中で実施が既に進められていることを認めるべきだと強調した。

適応基金のレビュー（SBI）：コンタクトグループ会合で、共同議長のRuleta Camacho（アンティグア・バーブーダ）は、COP/MOP 6で行われる適応基金（AF）のレビューにおいては、権限事項（TORs）について合意する義務があることを想起し、事務局作成のTORs案（FCCC/SBI/2010/7）に焦点を当てた。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、TOR草案を提出し、締約国はG-77/中国の草案に基づき協議することで合意した。EU、AOSISの立場でアンティグア・バーブーダなど締約国数カ国が、AFの暫定事務局および評議員の実績レビューならびに適応基金理事会（AFB）の年次報告書に関する情報の提供を求めた。共同議長のCamachoは、AFBの報告書は9月までに提出される必要があると明言した。ノルウェーは、EU、AOSIS、オーストラリアの支持を得て、TORsにAFBのレビューを入れることを求めた。AOSISは、AFへの資金拠出の障害となる可能性に関してCDMプロジェクトサイクルへの言及を提案し、バングラデシュは、資金を確保することの重要性を強調した。

第3項目（AWG-LCA）：共有ビジョン：午前中のAWG-LCAコンタクトグループ会合で、締約国は、AWG-LCA議長の提起した疑問点

（http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/indicative_questions_for_cg_shared_vision.pdf）に基づき、長期的な協力行動のための共有ビジョンに焦点を当てた。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、共有ビジョンの文章の序文では「より大きな構図」を描くべきだとし、歴史的な責任、正義、平等、負担共有といった概念を含め、先進国の約束の効果的な実施にも言及すべきだと述べた。同代表は、特に「母なる大地」の権利、先住民および地域社会の権利、気候変動関連の貿易措置の回避の明確化を求めた。また全てのビルディングブロックに関する共有ビジョンが必要であり、地球の気温上昇の上限目標と世界の排出削減目標の明確化も必要だと強調した。同代表は、レビュープロセスに関し、先進国の約束の適切性と効果をレビューする必要があると強調した。

ウガンダはLDCsの立場で発言し、「脆弱性の問題は交渉課題ではない」と強調し、この文書にはLDCsが重要と考える要素の一部が含まれていないと嘆いた。同代表は、共有ビジョンを運用での具体的な行動で支え

る必要があり、適応と緩和に同等の重きを置き、特にLDCsとSIDSの国情に配慮する必要があると説明した。南アフリカは、序文で各ビルディングブロックの共有ビジョンを網羅すべきだと述べた。同代表は、長期的な世界目標は、「単なる数字以上のものだが、数字がなければ何にもならない」と強調した。

アンティグア・バーブダは、各ビルディングブロックでの共有ビジョンの明確化を支持した。同代表は、世界目標に関し、特に次のことに焦点を当てた：気温上昇を産業革命前より1.5°Cを大きく下回る上昇に制限；排出量が2015年までにピークを迎えるようにする；温室効果ガス濃度を二酸化炭素(CO₂)換算で350 ppmを大きく下回る水準で安定化；そして2050年までに1990年比で85%の排出削減という世界目標。同代表は、レビューでは長期目標および排出削減量の適切性を評価すべきだとし、第1回のレビューは2013年のCOPから開始し、2015年で終わらせ、その後は5年ごとにレビューを行うべきだと述べた。

ニュージーランドは、各ビルディングブロックの共有ビジョン明確化に反対し、共有ビジョンは「何を達成したいか」を取りまとめるべきだと指摘した。同代表は、レビューを徹底的に、そして定期的に行うべきだと述べた。米国は、コペンハーゲンからのハイレベルガイダンスに注目し、世界が変化するにつれて、条約の原則の適用も進化すると指摘した。同代表は、構造上の結び付きの保持とレビュー条項を入れることに支持を表明し、政治指導者が約束している2°Cの目標をビジョンの指針とすべきだと述べた。

インドは、ビルディングブロックをバランスよく扱うよう求め、世界の長期目標は、公平な負担のパラダイム、そして途上国が貧困撲滅で直面すべき課題と結び付けるべきと強調した。中国とインドは、気候変動行動の名前で保護主義的貿易措置がとられるのを回避する必要があると強調した。シンガポールとブラジルは、オープンな国際経済システムへの言及を文書に入れるべきであり、締約国は恣意的な差別をもたらしたり、偽装された貿易制限措置となるような貿易措置を採用しないとの文章も入れるよう求めた。

パナマは中米統合システム(CENTRAL AMERICAN INTEGRATION SYSTEM)の立場で発言し、法的拘束力のある合意が緊急に必要であるとし、中米地域は世界で最も脆弱な地域の一つであることを強調した。同代表は、温室効果ガスの濃度をCO₂換算350 ppm以下で安定化し、世界の平均気温の上昇を1.5°C以下とするよう求めた。

日本は、明確かつ簡潔なビジョンを求め、公平かつ効果的な一つの法的枠組みとすることへの支持を繰り返した。同代表は、2°C目標に焦点を当て、厳格な科学に基づき野心レベルをレビューする必要があると指摘し、2050年までに世界の排出量を50%削減するとの世界目標を支持した。オーストラリアは、明確かつ簡潔なロードマップを支持し、実施のための詳細なツールについては題目決定書の下に入れるべきだと述べた。同代表は、コペンハーゲン合意は「優れたガイダンス」を提供するとし、(新たな)合意には2°C目標を反映

させるよう求め、同時に目標を強化する可能性を探り、世界の排出量を可能な限り早期にピーク値とするよう求めた。同代表は、この文書は、法的拘束力のある枠組みに結び付くものであるとし、緩和に関する共通のセクションを求めた。

EUは、コペンハーゲンで合意された2°C目標を運用する必要があるとし、世界の排出量は2020年までにピーク値に達し、2050年までに少なくとも50%削減すべきであると強調した。また同代表は、先進国は2050年までにそれぞれの排出量を80-95%削減すべきだと述べた。

ボリビアは、気温上昇を1°Cで抑え、300 ppmに可能な限り近い値で安定化するよう求めた。同代表は、先進国が2017年までに排出量を市場メカニズムの利用なしで1990年比50%削減するよう求めた。代表は、先進国の気候の負債を認識し、大気空間の脱植民地化を促し、先進国が行っている持続可能でない生産と消費に対応するよう求めた。またボリビアは、国際気候環境正義法廷の設置、気候問題に関し世界で国民投票のできる民主的な参加を支持した。

中国は、共有ビジョンの文章は運用文書とせず、ビルディングブロックに関するガイダンスを提供すべきだと述べた。また同代表は、共有ビジョンを排出削減量の世界目標に矮小化すべきでないと強調し、世界の長期目標は、先進国による野心的な中期排出削減と途上国への支援とが結び付いたバランスの取れた形で表現する必要があると述べた。同代表は、レビューは条約と一致する形で行う必要があり、附属書Iの排出削減量とともに途上国への支援にも注目すべきだと述べた。

パキстанは、全てのビルディングブロックのための共有ビジョンの明確化を支持し、途上国にとってのピークの時期は、その発展の閾値で異なることを強調した。

インドネシアは、5年ごとのレビュープロセスを支持した。ノルウェーは、世界の排出量ができるだけ早期にピークに達するようにする必要があると強調し、レビュープロセスを定期的に行うよう提案した。スイスは環境十全性グループの立場で発言し、共有ビジョンは長期的な世界目標の達成にむけバリ行動計画の題目分野を明確にすべきだとし、政治的技術的な形で行動に指針を与えるような形で、排出削減世界目標を表現する必要があると述べた。同代表は、定期的なレビュープロセスでの国家温室効果ガス目録の役割に焦点を当てた。

緩和： 午後のAWG-LCAコンタクトグループの会合で、締約国は、AWG-LCA議長の質問書

([http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b \(i\)](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b_(i))

[_questions_for_web_final.pdf](#)) に則り、先進締約国による緩和の約束または行動、さらにはそれに関係するモニタリング、報告、検証 (MRV) に焦点を当てた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、附属書IのMRVおよび遵守に関しては、京都議定書をベースとして用いるとの表現を強める必要があると指摘し、先進国の緩和努力の比較可能性に関する技術パネル設置を求めるG-77/中国提案を想起した。同代表は、「努力の比較可能性」は原則ではなく、排出削減量の規模、遵守、法的様式、MRVに関係すると説明した。G-77/中国は、約束はトップダウンで決められるべきであり、科学を反映し、交渉の公式な成果の一部とすべきと強調した。同代表は、議定書をLULUCFの算定規則の指針とすべきとし、これらの規則を一層強化する必要があると指摘した。

バルバドスはAOSISの立場で発言し、附属書1全体の排出削減量を2020年までに1990年比で少なくとも45%とすることでの合意を求めた。同代表は、AWG-KPでの関連の議論を指摘し、この問題を議論する「共通の場」の可能性を探る意思を表明した。同代表は、附属書I全体の排出削減量の野心度に限定して議論すべきであり、2トラックの交渉プロセスは保持すべきだと強調した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ペルー、ウルグアイに代わり発言し、AOSIS提案には「大いに興味がある」と表明した。

米国は、附属書I 諸国が以前にも、またコペンハーゲン後にも、それぞれの目標を提示していることを強調した。同代表は、排出削減量の全体目標設定の必要性に関し、2°Cの気温上昇に抑えるのが目標であり、これを2015年までに強化する可能性があるとして強調した。同代表は、LULUCFなど全ての信頼性ある緩和行動を約束に盛り込むべきであると述べた。米国は、MRV条項の必要性を強調し、また国際協議と分析の規定の必要性も指摘し、今年、完全に運用可能なシステムについて合意することが必要不可欠であると指摘した。同代表は、附属書I 諸国のMRVは、非附属書I諸国に対する国際協議および分析と並行して検討すべきだと強調し、カナダと共に、この問題を別項とすることを提案した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、作業の法的な性質に関する議論ならびに全ての先進締約国の約束の取りまとめを要請した。同代表は多数の他の先進国と共に、LULUCFの重要性と市場ベース手法の重要性を強調した。南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、まず合計した中期目標を挿入し、その上で2020年までに少なくとも40%の削減となるべく約束の交渉を行うというプロセスで合意するとの案を提起した。

日本は、AWG-KPと協調し作業する必要があるとし、附属書Iと非附属書I締約国の違いを考慮した上で両者を含めるMRVシステムに改定する必要があると強調した。オーストラリアは、会議の一部をMRVの議論に充てることを支持した。EUは、議定書の下でのMRVはAWG-LCAでの議論と結び付ける必要があると述べた。

ニュージーランドは、共通するが差異のある枠組みに基づき、全ての諸国のMRVを検討すべきと強調した。

中国は、比較可能性こそBAP 1 (b) (i) 項の根幹であると強調し、第3者レビュー、LULUCF、オフセットに関しても同じ規定を議定書締約国と非締約国に適用すべきと述べた。南アフリカは、附属書I諸国がそれぞれの2020年までの目標をどう実施するか、遵守システムがどのようなものになるか、そしてMRVをどう確保するかに関し、文書に新しい項を設けるよう要求した。

ボリビアは、議定書を保持すべきであり、議定書の遵守メカニズムを適用し、強化すべきと強調した。インドネシアは、MRVは先進国の削減目的達成の重要な要素であると強調した。フィリピンは、1.5°Cを超えない気温上昇の目標の下、科学に基づく目標設定を行うトップダウン方式を支持した。

ノルウェーは、経済全体の目標を比較可能性確保の重要な方法として強調し、市場メカニズムの役割に注目した。ロシア連邦は、合計した排出削減目標は、各国の願望を示す有用なツールとなる可能性があると述べる一方、これを個々の国の目標決定に用いるべきでないと述べた。

インドは、先進国からの援助に関するMRVを、途上国の緩和行動に関するMRVより厳しいものにすべきと強調した。ニカラグアは、国内での削減の重要性を強調した。

議長はMukahana-Sangarweは、各締約国がそれぞれ既知の立場を繰り返したため、文書改訂の根拠を見いだせなかったと述べた。議長はMukahana-Sangarweは、AOSISの提案をどう進めるつもりかとのグレナダの質問に応じて、合同での議論の可能性に関し議長と協議すると述べた。

条約6条 (SBI) : 条約6条 (教育、訓練、啓発) に関するコンタクトグループは、決定書9/CP.13 (条約6条に関するニューデリー作業計画の改定) で規定されたニューデリー作業計画実施の中間レビューに焦点を当てた。議長はLiana Bratasida (インドネシア) は、中間レビューのTORsを盛り込む文書草案を作成し、次回同グループ会合で締約国の検討に処すことを提案した。多数の締約国が議長提案を支持した。日本は多数の締約国の支持を受け、中間レビューへのインプットとして、グッドプラクティスと学んだ教訓に関する文書の提出を締約国に要請する案を提起した。スペインはEUの立場で発言し、この文書提出の要請を政府間組織、非政府組織にも拡大するよう提案した。

YOUTHは、適切なレビュープロセスの採用を求め、次の提案を行った：作業計画を2010年以降に延長する；包括的な形でレビューを行う広範な権限を事務局に委ねる；各国国内の作業計画に若者を参加させ、市民団体からの文書提出も求める；事務局がアフリカおよびLDCsでの地域ワークショップを開催できるよう十分な資金を提供する。ガンビアはG-77/中国の立場で発言し、これまでに開催された地域ワークショップの成果および提案、ならびにこれらの成果および提案の実施状況を取りまとめ、統合するよう事務局に要請することを提案した。EUは、未開催の地域ワークショップへの資金提供を締約国に要請すると記載するよう提

案した。

ウクライナは、条約6条 (b) (ii) (教育、訓練計画の開発と実施) の実施を経済移行国に拡大するよう求めた。ネパールは、作業計画の少なくとも5年の延長を求めた。事務局は米国の要請に応え、気候変動情報ネットワーク (CC:iNet) 最新の実施状況を提示した。事務局は、この全面的な実施を行う過程であり、カンクン会議の前には追加機能の立ち上げを見込んでいと説明した。ドミニカ共和国は、6条の実施関連のプロジェクトおよびプログラムを支援する資金メカニズムの設置提案に焦点を当てた。マラウィは、アフリカで地域ワークショップが計画されていない理由を問いただし、事務局は、資金不足が原因だと答えた。議長が結論書草案を作成し、非公式協議を続ける。

その他の問題 (AWG-KP) LULUCFに関する非公式協議では、参照レベル構築に関する途上国の提案について議論した。

附属書I排出削減 (AWG-KP) : 午後、締約国は、約束期間の空白期間発生を回避するため、議定書改定案の発効について分析する法律問題コンタクトグループの再結成の必要性を議論した。締約国は、AWG-KP議長に対し、法律問題コンタクトグループの再結成を要請することで合意した。

事務局は、約束、関連の想定条件、約束に伴う排出削減量を取りまとめたペーパー (FCCC/KP/AWG/2010/INF.1) を提出した。中国は、現在の約束では十分ではないと強調した。ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、「数字が実際にどういう意味を持つのか刻み込むため」には、さらに詳しい情報が必要だと強調した。

コロンビアは、全ての附属書I諸国の排出削減量に関する合同議論を提案し、グレナダ、フィリピン、バルバドスもこれを支持した。オーストラリアは、世界で何がおきているか広範に議論することを提案し、コペンハーゲン後の「国際的な約束の洪水」の野心度を分析することが重要だと発言し、日本とノルウェーもこれを支持した。中国は、2つのAWGs合併の全ての動きに反対する一方、附属書I排出削減量のみ厳格に限定して議論し、AWGsのそれぞれの権限とも合致させるのであれば、コロンビア案を受け入れる用意があると述べた。ボリビア、ベネズエラ、シンガポール、スーダン、ブラジルは、「広範な議論」に反対した。オーストラリアは、どの諸国グループでも単独で気候変動を述べるのに必要な野心レベルを出せるところはないと強調し、野心レベルを明確な数字にまで落とし込むなら、広範な議論に移るのが次のステップだと強調した。アルゼンチンは、合同会議は時期尚早だと述べた。インドは、途上国の排出削減量の議論に反対した。サウジアラビアは、合同会議は受け入れられないと強調した。

米国は、議事手続きに介入し、同国は自国の排出削減量を京都議定書の附属書I排出削減量に基づき議論す

るいかなる努力に反対すると強調した。

条約の下でのキャパシティビルディング (SBI) : 共同議長のJaudetは、SBI結論書草案およびCOP決定書草案を含めた新しい草案文書を提出した。日本、オーストラリア、米国は、議論の土台として受け入れ可能な部分もあるが、以前の議論と意見対立を蒸し返す要素が含まれていると指摘した。日本は、各国国内でのモニタリングおよび評価の経験に関し、国連開発計画および他の関心のある締約国または組織にプレゼンテーションを要請すると提案し、米国その他はこれを支持したが、タンザニアはG-77/中国の立場で発言してこれに反対した。

政府間会合のアレンジ (SBI) : コンタクトグループ会合では、政府間プロセスでのオブザーバー組織について議論した。UNFCCC事務局長のde Boerは、コペンハーゲンの教訓に注目し、会議前のオンライン登録の計画を紹介し、2つのプロジェクトを開始する予定だとし、一つは、利害関係者の参加を合理化し、促進するプロジェクト、もうひとつは、UNシステムへの利害関係者の参加に関するベストプラクティスの取りまとめプロジェクトであると述べた。

International Trade Union Confederation (国際労働組合連盟) はENGOSの立場で、若者グループ、女性と性別グループ、地方政府、先住民組織とともに、市民団体の全面的かつ効果的な参加はUNFCCCプロセスの正当性を高めると強調し、COP 16前に市民団体参加に関するガイドラインが改定されるよう求めた。同代表は、非公式協議へのアクセスに注目し、締約国および市民団体の開催するサイドイベントを平等に扱うよう求め、オブザーバーが声を挙げてデモをする権利を求めた。妨害行為の問題に関し、気候行動ネットワークは、焦燥感を表現し、声を出してのデモ参加を可能にする必要があると強調した。

多数の締約国が、利害関係者の役割を認め、その積極的な参加を支持した。バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、このプロセスの締約国主導性を念頭に置いた上で、適切なバランスをとる必要があると指摘した。オーストラリアは、ボリビアと共に、オブザーバーには代表団の氏名変更できないのに相当以前からの登録が求められることなど不要な負担があると強調した。米国は、特にハイレベルセグメントにおいては、より予測可能なプロセスを確保するためガイドラインを設置するよう求めた。フィリピンは、特にNGOsおよびIGOsなど、オブザーバー間の区別を求めた。

廊下にて

水曜日が終わった時点では、多数の参加者が「いつもどおり」との感触を示していたが、木曜日の夜、多数の参加者は、長い間行き詰まっていた問題で「動きがありそうな」兆候が出てきたことに、「全く驚かされた」と述べた。附属書I排出削減量についての2つのAWGs合同会議開催に関するAOSISの提案に一部の途上

国が支持を示したためである。ある先進国の参加者の言では、「長い間2つのAWGs間の協力を求めてきたので、この提案は嬉しい驚きだったし、反対意見が予想よりもはるかに少なかったことも驚きだった」のである。しかし、他の先進国代表は、緩和に関する広範な合同会議という考えには、「強い」反対が残っていると指摘した。

途上国代表の一部は、この附属書Iの排出削減量に限定した合同会議の考えに極めて前向きなようだが、個々の途上国がこの提案に同意できるかどうか疑問視するものもいた。「それに、米国の問題がある、米国がそのような議論を受け入れる意思があるかどうか分からない」と、ある参加者コメントし、「グループ内で調整する時間がとれた後、どうなるか見極める必要がある」と続けた。

また一部のもの、AWG-KPの下での法律問題グループ再結成での合意、さらには、途上国によるLULUCF提出文書についても、前向きな意見を述べるものがあり「突如として物事が進み始め、議論がこれまで以上に活発で建設的になってきた」と述べた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.